

千秋公園における駐車場整備に向けた マーケットサウンディング調査実施要領

1 調査名称

千秋公園における駐車場整備に向けたマーケットサウンディング調査

2 調査の目的

市では、千秋公園をより魅力あるにぎわい空間とするため、民間事業者の皆様
のノウハウ等を活かすことにより、公園利用者の利便性や快適性を高める新たな
公共サービスの創出を目指し、民間活力の導入について検討しています。

本調査は、千秋公園の東側にある児童遊園地に新たに整備予定である有料駐車
場と再整備予定である既存駐車場（コインパーキング）について、直接の対話を
通じ、民間事業者の皆様から、施設の種類や管理運営手法等についてご意見をお
聴きするとともに、事業実施の可能性について調査することを目的としています。

※マーケットサウンディング調査（対話型市場調査）とは

公共サービスの質の向上、公費負担の削減、公的不動産の活用等の目標を達成
するため、事業者の皆様との双方向的なコミュニケーション（対話）の機会を設
け、課題解決を目指すとともに、事業実施の可能性を調査するものです。

同調査を通じて、効率的かつ効果的で参入しやすい条件が整理されることが期
待されるため、積極的なご参加をお待ちしております。

3 事業の概要

(1) 現況と課題

現在、千秋公園には、駐車場（コインパーキング：14台）がありますが、
公園利用者数に適した規模となっていないため、駐車場の増設に関する市民の
要望が非常に多く増えており、駐車場の拡充が課題となっています。

千秋公園再整備基本計画（「10 用語説明」参照）においても、公園利用者
の利便性向上のため、東側にある児童遊園地を新しく駐車場として整備すると
ともに既存駐車場（コインパーキング）の再整備が位置づけられています。

(2) 事業のイメージ

千秋公園の駐車場拡充のためにバス専用駐車場に隣接する現在の児童遊園地
に、民間活力の導入可能性として、市が公園内施設設置を許可し（使用料が発
生）、民設民営の新駐車場を建設して駐車場事業を行うとともに、既存駐車
場（コインパーキング）の再整備を検討しています。

4 整備予定地の概要

(1) 児童遊園地【新規整備】

長年にわたり千秋公園内の児童遊園地として利用されてきた場所です。現在、すべり台、ブランコ等の遊具のほか、花壇が設置されています。児童遊園地の北側にある階段（※1）からは二の丸エリアに直接アクセスできます。

※1 階段は令和4年度中にユニバーサルデザインに配慮した再整備を予定しています

所在地	秋田市千秋公園5の1
敷地面積	約1,600㎡（市が整備を想定している面積）



図1 整備予定地（県道側から）



図2 整備予定地（公園側から）

(2) 既存駐車場（コインパーキング）【再整備】

現在秋田市が管理運営している有料駐車場（コインパーキング）です。

冬期間（12月から3月まで）は利用を停止しています。

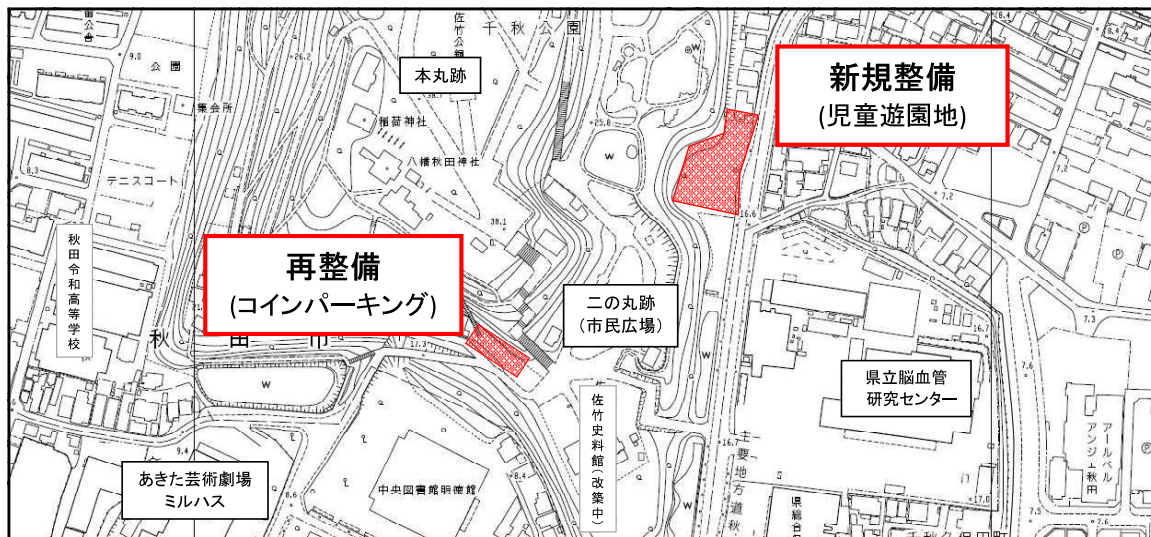
所在地	秋田市千秋公園1の1
敷地面積	160㎡
駐車台数	14台
料金	全日30分100円（最大料金なし） ※過去の利用実績は資料2参照



図1 施設全景



図2 施設近景



位置図

5 調査対象者

調査対象者は、自ら主体的に事業を行う意欲のある法人又は法人のグループとします。

6 調査内容（ご提案やご意見をいただきたい内容）

本調査では、当該予定地を利用して、利用者の利便性向上につながる駐車場の設置および管理運営に関する事業アイデアや実現性について、個別に対話することによりお聴きします。

なお、駐車場整備に関する事業アイデアであれば、本調査で指定する場所以外の整備案等も受け付けます。

(1) 想定する事業手法について

事業手法として、現時点では「公募設置管理制度（Park-PFI）」（「10 用語説明」参照）又は「公園施設設置許可」（「10 用語説明」参照）等に基づき実施されるもので、駐車場の設置および管理運営に係る費用は、原則として事業者により負担していただくことを想定しています。

(2) 調査項目

ア 駐車場整備等に係るアイデア（駐車場の種類、管理運営方法、コンセプト等）

イ 事業実現に向けた課題や留意点（事業収益の見通し、整備費の確保等）

ウ 公園への貢献に関するアイデア（維持管理への関与、負担可能な土地利用料等）

7 調査スケジュールと進め方

(1) 調査スケジュール

本調査は、次のスケジュールで実施します。

項 目	日 程
実施要領の公表	令和4年10月7日(金)
参加申込の受付	令和4年10月7日(金)から11月4日(金)まで
質問の受付および回答	令和4年10月7日(金)から10月28日(金)まで
現地見学会	令和4年10月21日(金)
現地見学会の受付	令和4年10月7日(金)から10月19日(水)まで
対話の実施	令和4年11月14日(月)から11月18日(金)まで
調査結果の公表	令和4年12月上旬(予定)

※参加申込数等により、日程が前後する場合があります。

(2) 実施要領の公表

実施要領は、次のとおり公表します。

【公表方法】市ホームページに掲載します。

(URL) <https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011486/1007157/1021746/1035645.html>

【公表時期】令和4年10月7日(金)

(3) 参加申込の受付

本調査への参加申込は、「(様式1)参加申込書」に参加者名、対話希望日時、事業アイデア等の必要事項を記入し、次のとおり提出してください。

【申込期間】令和4年10月7日(金)から11月4日(金)17時まで

【提出方法】持参、郵送、Eメール、FAX

【提出先】「12 お問い合わせ先」のとおりに

なお、メールの件名は【参加申込(参加者名)】としてください。

(4) 質問の受付および回答

実施要領に関して質問がある場合は、「(様式2)質問シート」に記入し、次のとおり提出してください。

質問への回答は、Eメール等により質問者に回答するとともに、市ホームページに掲載します。

【受付期間】令和4年10月7日(金)から10月28日(金)17時(必着)まで

【提出方法】持参、郵送、Eメール、FAX

【提出先】「12 お問い合わせ先」のとおりに

なお、メール件名は【調査質問(質問者名)】としてください。

(5) 現地見学会(事前申込制)

本調査への参加を希望する事業者を対象に現地見学会を実施します。

現地見学会への参加を希望される方は、「(様式3)現地見学会申込書」に

必要事項を記入し、次のとおりお申込みください。電話での申込みも受け付けません。

ア 開催日時

令和4年10月21日(金) 午後2時から現地(児童遊園地)にて

イ 参加申込方法

【提出方法】電話、持参、郵送、Eメール、FAX

【受付期間】令和4年10月7日(金)から10月19日(水)17時(必着)

【提出先】「12 お問い合わせ先」のとおり

なお、メール件名は【見学会参加(質問者名)】としてください。

ウ 留意事項

(ア) 参加人数は1団体あたり2名までとさせていただきます。

(イ) 現地見学会への参加は、調査参加への必須条件ではありません。

(6) 対話の実施

対話では参加申込書に書いていただいた内容に沿って、参加者からご意見をお聴きし、意見交換を行う形式で実施します。

対話の実施は、事業アイデアやノウハウ等を保護するため、次のとおり個別に行うものとし、参加申込後、改めて日程等の調整を行います。

なお、対話への参加人数は1団体あたり3名までとさせていただきます。

【開催日時】令和4年11月14日(月)から11月18日(金)までの1時間程度

【開催場所】秋田市役所本庁舎(予定)

(7) 調査結果の公表

調査結果は、提案されたアイデアやノウハウ等の保護に配慮した上で、市ホームページにより公表します。

【公表時期】令和4年12月上旬(予定)

8 その他留意事項

(1) 参加およびマーケットサウンディング調査内容の扱い

対話の中での双方の発言は、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。

(2) マーケットサウンディング調査に関する費用

現地見学会や対話への参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出資料について

実施要領で定める様式以外の資料の提出は、説明資料として別途必要と考える場合は、対話の際にご持参いただいても構いません。

(4) 参加除外条件

申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的

に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる場合、調査対象者として認めないこととします。

(5) 追加調査への協力

必要に応じて、追加ヒアリング（文書照会含む）やアンケート等を行う場合があります。ご協力をお願いします。

9 サウンディング調査後の流れについて

サウンディング調査の結果、駐車場として十分に機能し、実現性が高いと判断された事業アイデアについては、公募条件等の検討を行った上で、整備および管理運営を行う民間事業者の公募を実施する予定です。

※公募等スケジュール（現時点での想定）

- 令和4年度 マーケットサウンディング調査実施
- 令和5年度 事業者の公募および決定
- 令和6年度 着工、施設整備完了
- 令和7年度 供用開始

10 用語説明

<p>千秋公園再整備 基本計画</p>	<p>千秋公園の整備方針を定める計画（平成30年3月改定）。同公園が持つ魅力をより活かす整備をすることで、市民の憩いの場として、観光客も含んだにぎわい空間として再生させることとしている。</p>
<p>公募設置管理制度 (Park-PFI)</p>	<p>飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。</p> <p>公園施設設置許可（「10 用語説明」参照）を受ける必要があるが、設置許可期間、建ぺい率等の面で特例措置が適用される。</p> <p>※詳しくは国土交通省ホームページ掲載の資料参照 https://www.mlit.go.jp/common/001197545.pdf</p>
<p>公園施設設置許可</p>	<p>都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可のこと。</p>

11 参考

- (1) 資料 1 千秋公園範囲図（整備対象箇所位置図）
- (2) 資料 2 既存駐車場の利用実績

12 お問い合わせ先

担 当 秋田市建設部公園課 企画建設担当
所 在 〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
電 話 018-888-5753 FAX 018-888-5754
E-mail ro-urpc@city.akita.lg.jp